## 土壌汚染対策制度が大きく変わります!

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の改正に伴って、平成31年4月1日以降、土壌汚染対策制度が大幅に見直されます。

### = 主な変更点

対象者:工場・指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い又は取扱ったもの

変更内容	現行(~H31.3.31)	改正後(H31.4.1~)
調査報告書の 提出期限の変更	工場・指定作業場(工場等)の 廃止又は主要な部分の除却の 30日前まで	工場等の廃止の日から 120 日後 又は 土壌の掘削を行う日の 30 日前 のいずれか早い日
調査猶予規定の 新設	条例上は規定がない。	要件を満たせば(※)、 調査可能になるまで猶予を受けられる。
調査方法の変更	概況調査で汚染があった全地 点で、深度方向の土壌・地下水 の調査が必須。	土壌の調査方法は法の方法と整合。 地下水の調査地点は代表地点と調査対象地の 境界のみに。
土壌汚染があったときの対策	汚染の程度や健康リスクの有無 に関わらず、計画書や完了届出 の提出が必要。	健康リスクがある場合は、法と同様の対策を実施。一定濃度を超える汚染がある場合には、条 例独自の対策義務が発生。
汚染対策計画書が 汚染の程度によって 分類	汚染があったら、その程度に関わらず、汚染拡散防止計画書を作成し提出する義務あり。	●健康リスクや一定濃度を超える汚染あり →土壌地下水汚染対策計画書を提出。 ●健康リスクや一定濃度を超える汚染なし →土地改変時に汚染拡散防止計画書を提出。
汚染地情報の公開	調査結果の詳細を公開する規定はない。	基準超過があった土地(改正後条例に基づくもののみ)の調査や計画、対策の内容について、区が台帳を作って一般に公開。
未調査地であること の公開	未調査地を 公表する規定はない。	改正後条例に基づく調査義務に違反し、 未調査となっている土地を、区が公表可能に。
操業中に実施した 調査の報告が可能に	操業中の自主的な調査·報告 を受理できる規定はない。	都の土壌汚染対策指針に基づいた調査を実施した時は、当該報告書を提出することが可能に。

#### ※調査猶予が認められる要件

- ① 調査を行うにあたって、現在居住や事業の用に使っている建物を取り壊すこと又は基礎等の全部もしくは一部を損壊させることが必要であり、居住や事業の用に著しく支障が生じる場合
- ②-1 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場の敷地として利用する場合 (廃止者や事業関係者以外の者が立ち入りできないものに限る)
- ②-2 廃止した工場等が小規模であり、事業に使っていた建屋と廃止者の住居が同じ又は近接している場合
- ②-3 廃止者以外の者の事業用地又は住居として現に利用されており、かつ、 当該敷地内の土壌が舗装などにより直接人に触れない状況にある場合
- $\rightarrow$ ①の要件は必須です。それに加え、2-1, 2-2, 2-3のどれかに該当することが必要です。

# 環境確保条例第116条の手続きの新旧比較

<現行>

有害物質取扱事業者

※借地の返還を受けた

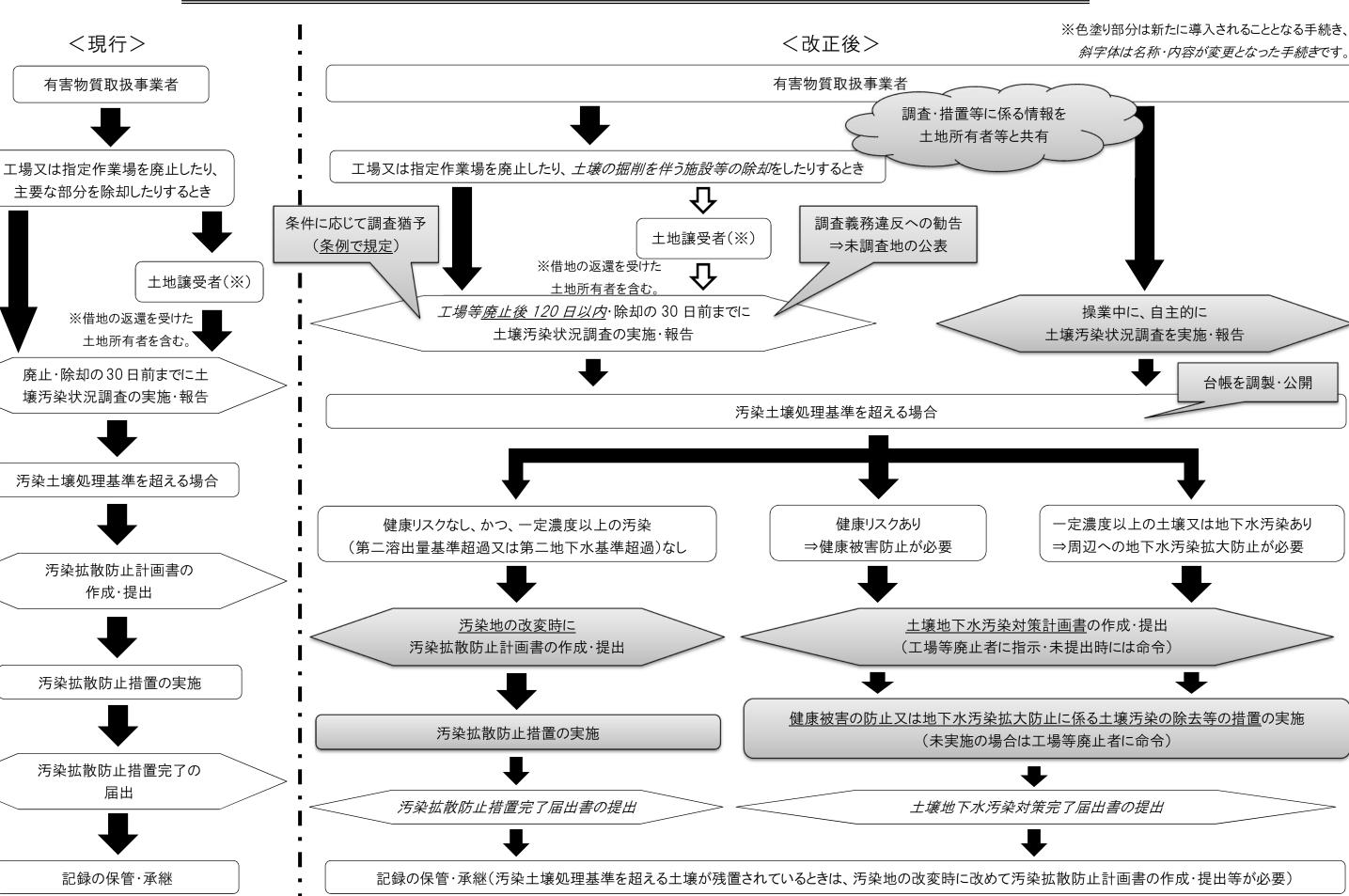
土地所有者を含む。

汚染拡散防止計画書の 作成·提出

汚染拡散防止措置の実施

汚染拡散防止措置完了の 届出

記録の保管・承継



### ≪経過措置について≫

工場等を実質的に廃止した日がいつかによって、改正後の新規定が適用されるのか、改正前の旧規定が適用されるかが変わります。事業場の廃止に伴って土壌調査を実施する場合には、十分ご注意ください。

【原則】事業場の実質的な廃止日が平成31年4月1日より前なら旧規定、あとなら新規定が適用。

【例外】平成31年4月1日以降に廃止する予定の事業場において、平成31年3月31日までに改正前の規定により調査を実施・報告した場合、旧規定が適用(調査の実施だけでは足りず、報告まで済ませる必要があります)。

パターン①: 事業場の廃止が4月以前で、調査の実施、報告書の提出が4月以降になった場合



パターン②:4 月以降に事業場を廃止し、廃止後に調査を実施、報告書の提出を行った場合



### パターン③:調査の実施、報告書の提出を4月以前に済ませ、4月以降に廃止した場合



パターン④:調査の実施は4月以前に済ませたが、報告書提出、事業場廃止は4月以降になった場合



このパンフレットは、環境確保条例第 116 条に係る改正状況についての概略をまとめたものです。平成 31 年 4 月 1 日の改正では、第 116 条のみならず、土壌汚染対策制度に係る他の条文や土壌汚染対策法も改正される見込みとなっております。第 116 条以外の調査(条例第 114 条、第 115 条、第 117 条、土壌汚染対策法等)についてのお問い合わせは東京都環境局へお願いいたします。また、このパンフレットは条例改正の内容をすべて網羅するものではありません。各変更点等の詳細につきましては区環境課窓口又は東京都環境局へご確認下さい。

### ≪お問い合わせ先・受付窓口≫

法令	お問い合わせ先・受付窓口		
条例第 114 条、第 115 条、 東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当			
第 117 条、土壌汚染対策法	第 117 条、土壌汚染対策法 03-5388-3468(土壌汚染総合相談窓口)		
条例第 116 条	葛飾区 環境部 環境課 公害対策相談係		
大例第 110 宋 ————————————————————————————————————	03-3695-1111(代表) 内線:3525~3529		